

令和2年度 南大隅町議会定例会 11月会議 会議録 (第1号)

招集年月日 令和2年 4月 2日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和2年 4月 2日

開 議 令和2年 11月 9日 午前 9時 00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

欠 番	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 浪瀬 敦郎 君
5番 後藤 道子 君	欠 番	13番 大村 明雄 君

欠席議員 な し

会議録署名議員 : (2番)松元 勇治 君 (3番)津崎 淳子 君

職務のための出席者 : (議会事務局長)下園 敬二 君 (書記)立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 俊彦 君	経 済 課 長	新保 哲郎 君
副 町 長	白川 順二 君	教 育 振 興 課 長	上大川 秋広 君
教 育 長	山崎 洋一 君	税 務 課 長	川元 俊朗 君
総 務 課 長	相羽 康德 君	建 設 課 長	増田 恭一 君
支 所 長	川越 貢 君	町民保健課長	黒木 秀 君
会 計 管 理 者	打越 昌子 君	総務課課長補佐	中之浦 伸一 君
企 画 課 長	熊之 細等 君	総務課課長補佐	佐藤 ひとみ 君
商工観光課長	愛甲 真一 君	総務課主幹	古殿 裕一郎
介護福祉課長	黒江 鳴美 君		

議 事 日 程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 : 令和 2年 11月 9日 午前 9時 14分

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 審議期間の決定

(議案上程・説明・質疑・討論・採決)

日程第 3 議案第 26 号 「請負契約（南大隅町本庁舎建設工事（電気設備工事））
の締結について」の議決の一部変更について

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、令和2年度南大隅町議会定例会11月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたのでご了承願います。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、松元勇治君及び津崎淳子さんを指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定の件

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
11月会議の審議期間は、本日のみの1日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「なし。」という者あり）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、11月会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。

▼ 日程第3 議案第26号 「請負契約（南大隅町本庁舎建設工事（電気設備工事））の締結について」の議決の一部変更について

議長（大村明雄君）

日程第3 議案第26号「請負契約（南大隅町本庁舎建設工事（電気設備工事））の締結について」の議決の一部変更についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。
議案第26号は、「請負契約（南大隅町本庁舎建設工事（電気設備工事））の締結について」の議決の一部変更についてであります。
本件は、工期中に生じた変更に基づき、請負金額を最終調整するもので、その経過については、適時に議会へ報告し、ご理解いただくべきであったと深く反省しております。

申し訳ございませんでした。

今後は、時期を失することなく、議会へのより丁寧な説明を肝に命じ、事業執行してまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 26 号は、「請負契約（南大隅町本庁舎建設工事（電気設備工事））の締結について」の議決の一部変更についてであります。

本件は、同請負変更契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

令和元年度南大隅町議会定例会 6 月会議において議決された、議案第 12 号の契約の締結に係る議決内容のうち、契約金額 2 億 5 千 2 百 20 万 3 千円を、2 億 7 千 1 百 90 万 9 千円に変更するものでございます。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番（水谷俊一君）

今回の請負契約の変更は、議会の議決に付すべきものであると認識されておりましたか。お伺いいたします。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

議決事件であります変更契約については、議決事件であると認識はしております。

ただ、今回の変更につきましては、工程会議で決定していくべき項目が多く、事業費の確定が難しかったことから、工期内にまとめて変更契約をお願いするものでございまして、工事費の全体的な縮減、及びスムーズな工程管理は図られたものというふうに考えております。

6 番（水谷俊一君）

工程管理を優先し、議会を軽視したことは非常に遺憾であります。

併せて、町長と副町長は当初から相談を受け、この判断に同意しておられましたでしょうか。それぞれお答えいただきたいと思っております。

町長（森田俊彦君）

私の方に報告がきたのはちょうど 9 月末の状況でございまして、案件としては、10 月初めに聞いたような状況でございましたので、然るべき早いタイミングで議会に報告すべきだという判断をした次第です。

副町長（白川順二君）

今、町長が回答されたのと全く同じ意見でございます。

6 番（水谷俊一君）

最後に、今回の件に関しては、設計者、設計監理者の責任も大きいのではないかと思います。責任を求める考えはございませんか。

また、その理由を含めてお答えいただきたいと思います。

町長（森田俊彦君）

担当者に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

今回の変更につきましては、工程会議の中で協議され、変更指示がなされたもので、設計が積み上がったものでございます。

そういう意味からいたしましても、今後、設計の方とも協議をしたいというふうに考えております。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。

（「町長の意見をお伺いしたいんですが。」との水谷議員より声あり。）

町長（森田俊彦君）

今のところは、設計事務所の方に言うつもりはございません。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。

5 番（後藤道子さん）

この変更内容の許可をいつ、誰が許可されたのか伺います。

お答えください。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

今回の変更の案件につきましては、令和元年10月1日からの工程会議、第18回の定例工程会議でございますが、この時に議会システムの関係等をはじめ、11回の工程会議等において、それぞれ決定がなされておりますのでご報告です。

よろしく申し上げます。

5 番（後藤道子さん）

この責任の所在がはっきりしないままの採決をしてよろしいものかと思いますが、執行部としてはどうお考えでしょうか。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

今回の変更につきましては、工程会議の中で協議されまして変更指示がなされたもので、設計が積み上がっていなかったとはいえ、工事の総括責任者であります私の方にあるものというふうに考えております。

議長（大村明雄君）

他に質疑はございませんか。

（「なし。」 という者あり）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[6 番 水谷 俊一 君 登壇]

6 番（水谷俊一君）

私は、議案第 26 号「請負契約（南大隅町本庁舎建設工事（電気設備工事））の締結について」の議決の一部変更については反対の立場で討論いたします。

本議案は、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議決を求めるべき案件であるにも関わらず、議決を求めることなく工事を完了した末に提出された追認議案であります。

昨年 12 月 12 日にも、高性能林業機械グループ購入契約の締結に関する追認議案が提出され、その際には適正な事務執行を強く執行部に求める附帯決議とともに議決しました。

私もコンプライアンスの徹底を強く求めた事を明確に覚えています。

それから 1 年も経たないうちに再び提出された追認議案を看過することは出来ません。

議会で議論、審議することを避けて、承認を求めるだけなら議会は必要ありません。

このような議案を可決し続けることで、議会不要論が囁かれだすことも考えられます。

我々南大隅町議会議員は、南大隅町における民主主義政治を守る為にも、正しい判断をしていかなければなりません。

よって、私は本案に反対するものであります。

議長（大村明雄君）

他に討論はありませんか。

（「なし。」 という者あり）

議長（大村明雄君）

これで討論を終わります。

これから、議案第 26 号「請負契約（南大隅町本庁舎建設工事（電気設備工事））の締結について」の議決の一部変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 26 号「請負契約（南大隅町本庁舎建設工事（電気設備工事））の締結につい

て」を議決の一部変更については、提案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

起立多数

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、議案第26号「請負契約（南大隅町本庁舎建設工事（電気設備工事）の締結について」の議決の一部変更については、提案のとおり可決されました。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で全部の日程を終了しました。

令和2年度南大隅町議会定例会11月会議を散会します。

散 会 : 令和2年 11月 9日 午前 9時 14分